

(案)

番 号
年 月 日

通商産業大臣 殿

原子力委員会委員長

北陸電力株式会社志賀原子力発電所の原子炉の設置変更（1号原子炉施設の変更並びに1号及び2号使用済燃料の処分の方法の変更）について
（答申）

平成12年6月28日付け平成12・02・07資第15号（平成12年7月28日付け平成12・02・07資第15号をもって一部補正）をもって諮問のあった標記の件に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第26条第4項において準用する同法第24条第1項第1号、第2号及び第3号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については妥当なものと認める。